

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり、企画提案書の提出を求めます。

令和4年1月24日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

北沢PR戦略会議運営等業務委託

(2) 目的

北沢PR戦略会議とは、小田急線上部利用施設等の整備によるまちの変化に伴い、地域住民等による区施設の活用や、上部利用施設及びその周辺の「まちの魅力」を高める活動を検討し、実践していく場である。この会議はテーマ別の部会を中心に活動し、全体会議で情報交換等を行うとともに、その成果を地域に向けて発信するための報告会を開催している。

本委託では、北沢PR戦略会議の活動を支援するとともに、地域が主体となった公共空間等の管理活用に向けた地域主体の組織化や、対象エリアの将来像等（未来ビジョン）の検討を行う。

(3) 対象

小田急線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）上部利用周辺住民および沿線利用者

(4) 業務の内容

委託業務の内容については、プロポーザル後、世田谷区と選定された第一候補者間の協議により、企画提案の内容を踏まえ、仕様書を作成し、決定する。

次に示す委託業務の概要は、現在、世田谷区が予定している業務内容であり、これらの業務を的確に進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

<令和4年度委託概要>

1) 北沢PR戦略会議の運営

①全体会議の運営（2回程度）

北沢PR戦略会議の各部会の活動状況の情報共有や今後の活動について、意見交換を行う場である全体会議を開催する。（参加者30人程度を想定）

②報告会の運営（1回程度）

北沢PR戦略会議の各部会の活動の成果を地域の方々に向けて発信する報告会を開催する。（参加者100人程度を想定）

2) 北沢PR戦略会議の部会等活動の支援

- ①テーマ別の部会等の活動支援（11部会）（合計23回程度）（変更する場合がある）
部会参加者、区担当者協議の基に、企画、進行、まとめ、記録などの活動の補助や支援を行う。

【部会等のテーマ】

情報発信／イベント案内／基礎データの収集・分析／新しい公共空間を考える／ユニバーサルデザイン／下北沢駅前広場／新しい公共空間の運用ルール／緑・エデュイブル／案内・コンシェルジュ／東北沢駅前広場活用検討会／世田谷代田駅前広場活用検討会

- ②世話人会の開催支援（11回程度）

部会間の情報共有を図り、全体会議や報告会開催に向けた内容の調整を行うための「世話人会」の開催支援を行う。

- ③その他の活動の検討

上記以外に北沢PR戦略会議にて提案のあった意見について、部会とは別にプロジェクトチームを設置し、活動内容、手法についての検討及び活動支援を行う。

- 3) 北沢PR戦略会議への専門家派遣（8回程度）

部会活動を円滑に進めるために、各分野の専門家を派遣する。派遣する専門家は、これまでの部会活動の内容を尊重し、部会参加者や区担当者で調整すること。

- 4) ニュースの作成及び印刷、配布（1回程度）

北沢PR戦略会議及び各部会の取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、区担当者で協議の上、ニュースの版下原稿を作成し、印刷、配布する。

- ・ A3判1枚両面見開き4色カラー

なお、印刷部数は各27,000部程度。

P8～9の**配布範囲図**、**対象区域住所表**及び**配付対象外リスト**で示される範囲にニュースを配布する。

- 5) 地域主体の公共空間の管理活用に向けた検討

地域が主体となった公共空間の管理活用に向け、以下を行う。（庁内検討議等資料作成含む）

- ①事例の調査・分析（将来像策定、運営体制、実施事業、資金計画、行政の役割等）

- ②地域組織の構築及び将来像等（未来ビジョン）策定に向けた課題整理

- 6) 案内所運営支援

移転後の案内所掲示物案作成等による活動支援を行う。

※下北沢のまちの案内所が移転予定（令和4年5月頃）。P10 **案内所移転について**
参照

<令和5年度委託概要>

1) 北沢PR戦略会議の運営

①全体会議の運営（2回程度）

北沢PR戦略会議の各部会の活動状況の情報共有や今後の活動について、意見交換を行う場である全体会議を開催する。（参加者30人程度を想定）

②報告会の運営（1回程度）

北沢PR戦略会議の各部会の活動の成果を地域の方々に向けて発信する報告会を開催する。（参加者100人程度を想定）

2) 北沢PR戦略会議の部会等活動の支援

①テーマ別の部会等の活動支援（11部会）（合計23回程度）（変更する場合がある）

部会参加者、区担当者協議の基に、企画、進行、まとめ、記録などの活動の補助や支援を行う。

【部会等のテーマ】

情報発信／イベント案内／基礎データの収集・分析／新しい公共空間を考える／ユニバーサルデザイン／下北沢駅前広場／新しい公共空間の運用ルール／緑・エディブル／案内・コンシェルジュ／東北沢駅前広場活用検討会／世田谷代田駅前広場活用検討会

②世話人会の開催支援（11回程度）

部会間の情報共有を図り、全体会議や報告会開催に向けた内容の調整を行うための「世話人会」の開催支援を行う。

③その他の活動の検討

上記以外に北沢PR戦略会議にて提案のあった意見について、部会とは別にプロジェクトチームを設置し、活動内容、手法についての検討及び活動支援を行う。

3) 北沢PR戦略会議への専門家派遣（8回程度）

部会活動を円滑に進めるために、各分野の専門家を派遣する。派遣する専門家は、これまでの部会活動の内容を尊重し、部会参加者や区担当者と調整すること。

4) ニュースの作成及び印刷、配布（1回程度）

北沢PR戦略会議及び各部会の取り組みに関する情報等を広く区民に周知するため、区担当者との協議の上、ニュースの版下原稿を作成し、印刷、配布する。

- ・ A3判1枚両面見開き4色カラー

なお、印刷部数は各27,000部程度。

P8～9の**配布範囲図**、**対象区域住所表**及び**配付対象外リスト**で示される範囲にニュースを配布する。

5) 地域主体の公共空間の管理活用に向けた検討

地域が主体となった公共空間の管理活用に向け、以下を行う。

対象エリアの将来像等（未来ビジョン）のたたき台作成（庁内検討会議等資料作成含む）

6) 案内所運営支援

移転後の案内所掲示物案作成等による活動支援を行う。

※下北沢のまちな案内所が移転予定（令和4年5月頃）。P10案内所移転について参照

(5) 成果品

成果品の著作権は、世田谷区に帰属するものとする。

なお、成果品は、次のようなものを予定している。

- 1) 業務報告書 3部
- 2) その他、委託業務時に取り扱ったもので区担当課から指定のあった資料等
- 3) 上記成果品の電子データ（DVD-R） 1枚

(6) 履行期限

契約の日から令和6年3月31日まで

（委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

令和4年度の履行期限は、令和5年3月31日まで。）

2. 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 個人情報保護に関する社内規程等が整備されていること。
- (7) 平成29年度以降に、住民主体の街づくり活動を支援する業務委託の受託実績があること。

3. 企画提案書等の提出者を選定するための基準

本件では、企画提案書等の提出者の選定は行わず、世田谷区北沢総合支所街づくり課において、提出者から提出のあった「参加意思表明書（様式1）」、「企業実績（様式2）」、「参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）」、「様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）」をもとに、前記4の「参加資格」の確認のみを行う。

参加資格が確認できた提出者には「プロポーザル招請通知」を送付し、参加資格が確認できなかった提出者には「確認できなかった」旨を通知する。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

本件の実施にあたっては、別に定める「北沢PR戦略会議運営等業務委託プロポーザル業者選定委員会設置要綱」に基づき、「北沢PR戦略会議運営等業務委託プロポーザル業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

審査は、別に定める「北沢PR戦略会議運営等業務委託プロポーザル業者選定に係る審査要領」に基づき実施する。

企画提案書の特定にあたっては、選定委員会及びその事務局が評価を行うものとする。

(1) 評価基準

審査（書類審査）

参加意思表明書及び企画提案書等の提出書類について、次に掲げる審査項目、審査の視点、配点により書類審査を行う。

- | | | |
|---------------|--------|---------|
| ① 企業実績 | (10点) | (事務局審査) |
| ② 予定技術者実績 | (20点) | (事務局審査) |
| ③ 特定テーマに対する提案 | (100点) | |
| ④ 業務実施体制 | (20点) | |
| ⑤ 資料作成能力 | (20点) | |
| ⑥ 工程計画 | (10点) | |
| 合計 | (180点) | |
| ⑦ 参考見積書 | | |

(2) 第一候補者等の選定

選定委員会が、前記4の評価基準に基づき、審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として、第二順位の提案者を委託先の第二候補者として、それぞれ選定する。

なお、提案者が一社の場合の審査は、評価合計点が全審査委員の配点総計に対して六割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

5. 手続等

(1) 担当部課

世田谷区北沢総合支所街づくり課（担当：北島、伊藤、臼井）

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8073 FAX：03（5478）8019

(2) プロポーザル説明書の配布期間、配布方法

1) 配布期間：令和4年1月24日（月）から令和4年2月8日（火）午後5時まで

2) 配布方法：① 北沢総合支所街づくり課にて窓口配布

土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

② 世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区トップページ→目次から探す→住まい・街づくり・環境→街づくり→北沢総合支所管内の街づくり→北沢総合支所管内の街づくりに掲載

(3) 参加意思表明書の提出期限、提出方法、提出書類、提出部数、提出先

1) 提出期限：令和4年2月8日（火）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法：郵送又は持参

3) 提出書類 ① 参加意思表明書（様式1）

② 企業実績（様式2）

③ 参加条件が確認できる関係書類の写し（一式）

④ 様式2に記載した企業実績が確認できる契約書の写し（一式）

4) 提出部数：上記3) ①から④を各1部

5) 提出先：世田谷区北沢総合支所街づくり課

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18（北沢タウンホール11階）

電話：03（5478）8073 FAX：03（5478）8019

(4) 企画提案書等の提出期限、提出方法、提出先

1) 提出期限：令和4年3月14日（月）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法：郵送又は持参

3) 提出先：世田谷区北沢総合支所街づくり課（提出場所は、前記（3）5）提出先のとおり）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は、免除である。

(3) 契約書作成の要否は、要である。

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定の有無：有

「北沢PR戦略会議運営等業務委託」（令和5年度分）（予定）

令和5年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がなされなかった場合は延期または中止とする。

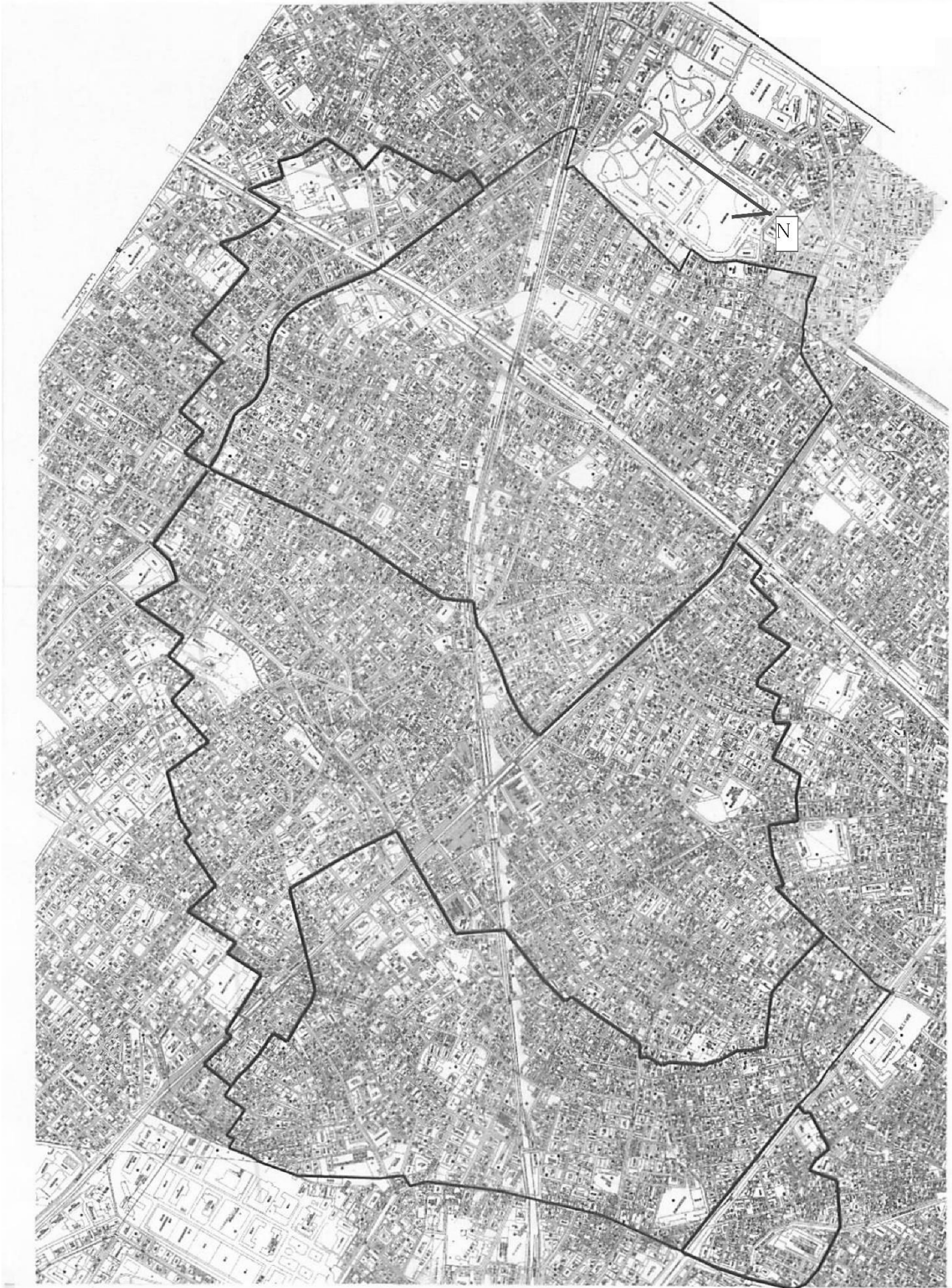
(5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した

上で、令和4年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

- (6) 本プロポーザルは、委託先の候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。
- (7) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、提案書を特定した理由（審査結果等）を、公表することができるものとする。
- (8) 参加意思表明書、企画提案書等の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。
- (9) 参加意思表明書、企画提案書等、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。
- (10) 選定されなかった者の企画提案書等の提出書類は、返却しない。なお、提出された企画提案書等は、提案者に無断で他の目的以外で使用することはない。また、選定された者の企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (11) 企画提案書等の提出後は、原則として企画提案書等に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、予定技術者の死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (12) 応募にあたり、知り得た情報については、守秘義務を遵守する。
- (13) 詳細は、プロポーザル説明書による。

配付範囲図



対象区域住所表

| 住所 | 番地 |
|-------------|--|
| 世田谷区代沢 2 丁目 | 15 番～36 番、43 番～48 番 |
| 世田谷区代沢 3 丁目 | 26 番、27 番 |
| 世田谷区代沢 5 丁目 | 2 番～36 番（1 番以外） |
| 世田谷区代田 1 丁目 | 24 番、25 番、34 番～47 番 |
| 世田谷区代田 2 丁目 | 全域 |
| 世田谷区代田 3 丁目 | 23 番～27 番、38 番～58 番 |
| 世田谷区代田 4 丁目 | 1 番～25 番、27 番～35 番 |
| 世田谷区代田 5 丁目 | 全域 |
| 世田谷区代田 6 丁目 | 1 番～10 番、12 番、13 番、26 番～28 番、30 番～34 番 |
| 世田谷区大原 1 丁目 | 1 番、2 番 |
| 世田谷区北沢 1 丁目 | 4 番～47 番 |
| 世田谷区北沢 2 丁目 | 全域 |
| 世田谷区北沢 3 丁目 | 全域 |
| 世田谷区北沢 4 丁目 | 全域 |
| 世田谷区北沢 5 丁目 | 1 番～8 番、19 番、23 番、24 番 |

配付対象外リスト

*別紙 1 の青線枠内の全戸配布を行う。なお、以下については配布対象外とする。

| 施設名 | 住所 |
|-----------------|-------------------------------|
| 【公共施設】 | |
| 代沢地区会館 | 代沢 5 - 8 - 1 9 |
| 代田区民センター | 代田 6 - 3 4 - 1 3 |
| 北沢タウンホール | 北沢 2 - 8 - 1 8 |
| 下北沢区民集会所 | 北沢 2 - 2 6 - 6 モンブランビル地下及び 3F |
| 北沢地区会館 | 北沢 3 - 3 - 1 0 |
| 北沢南区民集会所 | 北沢 3 - 2 5 - 8 |
| 池之上小学校 | 北沢 4 - 3 2 - 2 0 |
| 北沢土木公園管理事務所 | 代田 5 - 1 9 - 1 |
| 【公共交通機関】 | |
| 世田谷代田駅 | — |
| 下北沢駅 | — |
| 東北沢駅 | — |
| 【民間】 | |
| 東北沢スカイマンション | 北沢 1 - 2 1 - 1 5 |
| 秋田県育英会東京寮 | 北沢 1 - 4 1 - 2 2 |

<案内所位置について>



- : 現在の位置
- : 移設後の位置



<現状



移設後イメージ
(小田急改札より見る)